

Title	熾仁親王日記 卷一(從慶應四年到明治五年)
Sub Title	
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1935
Jtitle	史学 Vol.14, No.1 (1935. 4) ,p.175- 176
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19350400-0175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

渡、關所、宿驛、助郷、旅宿、飛脚等について記し、廻船の項に於ては、菱垣廻船、樽廻船、船頭、難破船の處分、江戸積問屋、兩廻船の盛衰、新綿番船、酒番船等について論述されてゐる。

第五金融、兩替屋の項に於いては、各座及び金、銀、錢の種類、貨幣、これ等の法定交換率、兩替屋仲間の員數、種類、相場の立て方、及び立合、預金、振出手形貸付、送金等を詳細に述べ、更に兩替屋の内部の組織より別家の事に及び、商人に於ても武士同等主従の義理の非常に堅かつた状態を記述されてゐる、武士の金融に關しては、藏屋敷の組織、大阪に於ける借金手續、金子調達的手段としての空米切手、藏米の入札、米切手及びその賣買質入等大名の金融關係を詳細に述べ、次で、藏米取張紙直段の説明、札差、その株仲間、所得、貸附利子等すべて旗本御家人の金融について論ぜられてゐる。町人の金融については、貸借の方法より質屋の軒數、その利子、高利貸頼母子（無盡）富等を記されてゐる。

第六御用金、その意義、目的、申渡手續、天保、嘉永、萬延、元治、慶應度の御用金を詳述し幕府は大體十六、七萬貫目の債務を大阪に残して倒壊した事情を明にされてゐる。

第七米、米市、賣買の方法、米切手の轉賣、延賣買等より幕府の米價對策を述べ、田沼時代の經濟史的に見て興味ある時代たる理由をあげ、更に米仲買株及び仲間の組織、江戸に於ける諸藩の米立會所等について記されてゐる。

第八油、江戸に於ける油の消費高、油の種類、大阪に於ける油に關する諸株、油直段引下に對する幕府の政策及びその失敗、油

改所、江戸大阪間の油取引、幕末に於ける油直段の暴騰等を論述されてゐる。油は米に次いで生活の必需品であるが、今まであまり研究されてゐないのである。本章に於ける詳細なる研究は吾々に取つて重要なものである。

第九株仲間、問屋及び仲買の性質、賣買取引の方法、株仲間發生の原因、冥加金、仲間判形帳、株の價、株の讓渡、大阪及び江戸の株仲間、天保の株仲間解放及びその失敗等を詳述されてゐる。

以上は本書の内容の大略を紹介したものであるが、その各章に於て博士の苦心研鑽の跡が見らるゝと共に、その慎重なる史料の吟味と研究について教へらるゝ所が極めて多いのである。金融以後の項目の二三は日本經濟史研究に於ても、既に論ぜられて居り、又江戸大阪の市制についても同書に部分的に研究せられてゐるものもあるが、こゝに兩市を比較して、その關係を縱横に餘す所なく論究され、今まで最も研究を困難とした諸問題を明にした點に於て、實に得難き好著であると言はなければならぬ。更にその苦心蒐集せられた十數葉の挿繪とその流暢なる筆致とは讀者に多大の興味を感ぜしむるものがある。本書は史料の吟味及び研究方法の點より見ても又徳川時代の代表都市を論述してゐる點より見ても、經濟史專攻以外の一般研究者にとつて必讀の好著であることは言ふまでもない所である。（定價二圓五十錢）（今宮新）

熾仁親王日記 卷一（從慶應四年）
（到明治五年）

有栖川宮熾仁親王殿下は、皇室の懿親を以て、維新の鴻業を輔翼せられ、政治軍事兩方面に於いて、常に重大なる任務を行はせ

られ、國家の元勳としてのその偉大なる御功績は、當時に活躍した他の人々の遙かに及ばざる所である。先年高松宮家より熾仁親王行實(二冊)が刊行され、親王の赫々たる偉勳にかゞやく御生涯は吾々のすでに熟知する所である。維新以前に於いて親王は攘夷討幕の中心となつて活動せられ、倒幕と共に總裁職に、又は、東征大總督に任ぜられ、封建制度の破壊さるゝや福岡藩知事となつて、郡縣制度の範を示され、又は元老院議長となつて憲政の發達に力を盡され、或は左大臣に任ぜられた。西南の役には征討總督となり禍亂を鎮定され、又、兵部卿、參謀本部長等の職を奉ぜられ、遂に參謀總長に任ぜられて、明治廿七八年の日清戦争には、大本營の幕僚長として帷謀を參畫せられ、大捷を博して國威を萬國に宣揚するの基を建てらるゝに至つたのである。金枝玉葉の御身を以て、文武の諸職に歴任され國務に盡されたその御功績は、實に古今その比を見ない位である。

今回高松宮家より更に親王の御日記の公刊さるゝに至つた事は、一般の人々特に維新より明治初期の研究に志す人々に取つて、實に非常なる喜びであると言はなければならぬ。現在してゐる親王御自筆の御日記は慶應四年二月十五日東征御進發の時より明治廿八年一月八日までであつて、初めの部分は和装横綴の帳面に毛筆を以て、明治四年以後は洋装の小さな手帳に鉛筆を以て記されてあり、總計一百冊の多きに及んで居り、今回之を六卷として刊行さるゝことになつたのであると言ふ。親王の御日記に就いて、熾仁親王行實に次の如く記されてゐる。

舊職員の談に、平生、御寢に就かせらるゝ前、必ず日記を物せ

られたり。たとひ、夜半を過ぐるとも、決して懈怠あらせられざりき。現に二十八年一月三日迄は一日も記事を缺かさず、翌四日より八日迄は、天候のみを記させ給ひ、その以後は、御病苦の爲めと覺しく、全く筆を執らせられず、十五日に至りて遂に薨去あらせらる。この一事を以てするも、几帳面なる御氣性の程、推して知らるべし。猶明治元年以前とても、日記を物し給ひしが、大抵、國事奔走の記事に係り、間ま他見を憚るものあるを以て、御在世中、かつて丙丁に附せられしとぞ。(卷下、四四一頁)

今回公刊された第一卷は、古今の大業たる倒幕の行はれた慶應四年より明治五年迄の分であつて、親王の三十四歳より三十八歳に到るまでのものである。この間、親王は東征大總督として、江城を開城せしめられ、東北地方の騷亂を鎮定され(明治元年)、又兵部卿に任ぜられ(同三年)、更に福岡藩知事として活動せられてゐる(同四年)。而して又妃貞子殿下の入興及び薨去の事がある。妃殿下薨去の報が福岡に到着した時の御日記に(五年正月廿一日祭)。

去年の秋旅たつときを空蟬の世のわかれとはおもはざりしを、玉章にかすく、そえし言の葉のつゆもかたみと成にけるかなとある。親王の御愁傷の程を拜察し得るのである。

兎に角この親王の全御日記の公刊に依て、維新より明治初頭に於ける研究に、一大光明の與へらるゝことは言ふまでもない所であつて、吾人は全御日記の一日も速に公刊さるゝことを鶴首する次第である。(今宮新)